様式第１号（第３条、第６条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(１)　川越町発注に係る川越中学校建設工事（同工事の内容の変更に伴う工事を

含む。以下「建設工事」という。）の請負に関すること。

(２)　前号に規定する事業に附帯する事業に関すること。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　・　　　　　　特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、建設工事を受注した場合にあっては、建設工事が完了し、当企業体の精算が行われた日、その他にあっては建設工事に係る契約が締結された日以後に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　(１)

　(２)

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、前条第　号の構成員を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体の属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約の内容の変更があっても、当該割合に変更はないものとする。

　(１)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　(２)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、機構及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の口座によって取引を行うものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算を行うものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条第１項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条第１項の規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（建設工事の途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。ただし、やむを得ない事由による場合は、発注者及び構成員全員の承認があれば、脱退することができる。

２　構成員のうち建設工事の途中において、前項の規定に基づき脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

３　第１項の規定に基づき構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員が100%出資するものとする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他方の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（建設工事の途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが建設工事の途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他方の構成員及び発注者の承認により残存構成員が代表者となるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき、引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの等があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　と　　　　　　　　　　　　は、上記のとおり　　　・　　　特定建設工事共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書２通

を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

　　　年　　月　　日

（代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　印

（その他の構成員）

　　　　　　　　　　　　　　　　印